

今月のテーマ

基本合意、骨格提言の実現を
— 総合支援法見直しは今

障害者総合支援法の見直し法案が2016年1月から始まる国会に提出されます。それに向けて、厚労省の社会保障審議会障害者部会では、議論が大詰めを迎えています。財務の意向のままに、これまで障害者が求めてきたものをなし崩しにされないよう11月10日(火)、基本合意と骨格提言の実現をめざす全国集会在開かれました。

集会には自立支援法違憲訴訟団の元原告、支援者など300人がつどいました。

■ねがいを踏みにじる議論

佐藤久夫さん(日本社会事業大学特任教授)から「基本合意・骨格提言実現の課題」をテーマに講演があり、基本合意・骨格提言で提起されたものが総合支援法には



ほとんど反映されていないことや、障害者部会での見直しの議論の内容が紹介されました。部会では、「介護サービスを青天井で、利用者の言いなりに増やせ」と言っているのか(佐藤進座長)や、また構成員から「財政・財源をどうするのか」「全体を見

直しそぎ取るところをそいでいるのか」などの発言があり、国の財政ありきで、障害者権利条約や基本合意、骨格提言で示された理念を実現するための議論とはかけ離れています。それどころか、利用者負担など、現在の総合支援法よりも後退することになりかねません。

集会では、情勢報告や訴訟団が国へ提出する「意見書」をめぐって、意見交換をしました。家平悟さん(東京・元原告)は「妻の収入によって利用者負担が発生してしまいます。基本合意には、障害児者の収入認定は本人とすべき、と書いてあります。障害者の自立を訴えていた私たちにとつて、利用者負担の家族責任は許さない」と訴えました。

■発言から

○秋保喜美子さん(広島・元原告)

介護保険制度にやむなく移行して2年目の深刻さを実感しています。とりわけ医療費の負担は生活を直撃している。いつもお金の計算と心配をしている。「介護保険の枠の中でできる“支援”を」ともいわれるが、おかしい。人間らしく生きられるように制度を変えていかないと。みなさんががんばりましょう。

○藤井克徳さん(めざす会世話人)

ナチス・ドイツで知的障害者や精神障害者20万人が殺戮された。そこには、抹殺を容認した精神科医たちがいた。障害者は生きていく価値がないとする誤った障害者観(優性思想)があった。その相乗効果が「T4作戦」を実施させ、ユダヤ人600万人虐殺の呼び水となった。では、いまの日本ではどうなのか? 障害をもったことの不利益(差別)はいっぱいある。それを「自己責任」だ「自助」だといわれる。それは「公助」逃れの方ではないか。基本合意と骨格提言にもっと光を! 権利条約に恥をかかせないで!

に背を向ける国とそれを先導する障害者部会での議論に対し、悔しさと怒りの声が高まっています。

集会では、権利条約と基本合意、骨格提言という武器があるからこそ、その実現に向けて訴

えることができることをあらためて確認し、高齢者や子どもなどの他の分野とも連帯し、運動を進め

ていく決意を固めました。

「みんなのねがい」編集部

障害者総合支援法見直しにあたっての意見書(概要)

2015年11月10日 障害者自立支援法違憲訴訟団

国が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「総合支援法」)附則3条にもとづき、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるにあたっては、下記の通り、基本合意を尊重して法その他の改正を行うよう求めます。

1) 障害者に対する支援は基本的人権の行使を支援するものであること

(略)なお、2015年9月24日の障害者政策委員会にて事務局から提示された「障害者の権利に関する条約第1回日本政府報告案」には障害者自立支援法違憲訴訟の経緯、基本合意文書の存在が全く記載されていませんが「①政府が訴訟団と基本合意文書を締結した事実」及び「②骨格提言がまとめ、政府がその実現を公約している事実」を明記するべきです。厚労省担当であることが明記されている「(2) 障害福祉施策について」にも、「障害者自立支援法制定の総括と反省をして、同法が障害者の人間としての尊厳を深く傷つけたことを心から反省することを基本合意文書により確認したこと」及び「同文書により、障害者自立支援法訴訟団との定期協議を継続的に実施している事実」を明記するべきです。

2) 応益負担の廃止

○低所得者に限らず、障害者施策における応益負担全般の廃止を実現してください。

基本合意文書は、応益負担の廃止を新法の基本として確認しています。

しかし、障害者総合支援法では、いわゆるつなぎ法による改正後の障害者自立支援法29条3項2号をそのまま引き継ぎ、「当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令で定める額」が自己負担とされ、政令の定め次第で負担額が高額のものとなり、支援の量と負担とが連動する仕組みが残されています。

見直し後の総合支援法においては、応益負担制度に由来する仕組みを残存させず、名実ともに全ての障害者福祉施策において応益負担を廃止することを改めて求めます。

3) 自立支援医療の低所得者無償化の速やかな実施

4) 利用者負担に関連する論点についての対応

○配偶者や親の収入を利用者負担の収入認定から除外すること/○介護保険優先原則(総合支援法第7条)を廃止し、障害の特性を配慮した選択制等の導入をはかること/○支給決定のありかたに関し、骨格提言を実現する規定を設けること/○国庫負担基準の廃止と国の最終責任を規定すること/○報酬支払方式(在宅を除く施策)について現在の全面日払い方式から、骨格提言の内容(事業運営費を月払い&利用者の個別支援費用を日払い)に改めること。

5) 障害者総合支援法の対象としての「難病者」の範囲について

○疾病名の如何を問わず、慢性疾患などによる機能障害により生活上の支障を生じるすべての者が福祉施策の対象とする仕組みとしてください。